

## 第2章 事業立地地域の歴史と現況

本章では、弥生リゾート跡地について、この場所や周辺の地域に関する概況や歴史を確認する。

最初に結論を要約的に述べておく。本事業跡地は周辺の地域・船沢地域の住民たちの生活のもっとも周縁部に位置している。とはいえ関わりがなかった場所ではなく、馬草を取る、薪や山菜を採る、用水の水源地であるなど、生活・生業に必要な山からの資源を獲得する場所であったと言える。戦中戦後の開拓でこの場所に集落が拓かれ、周辺の多くがりんご園に変わるが、昭和30年代以降の燃料革命、農業の機械化、兼業化などにより、山の資源の位置づけが大きく変化していった。昭和40年代末には弘前市民のレジャーの場（弥生いこいの広場）として新たな意味付与がなされ、多くの市民が訪れる場所になったが、逆に周辺の地域住民にとっては身近な自分たちの場所ではなくなってもいった。平成に入って持ち上がったリゾート開発とその失敗、さらにはその跡地を利用した自然体験型拠点施設・大型児童館建設計画とその中止の過程の中で、地域住民（の一部）は地権者として関わり、町会連合会でも開発推進に尽力するが、すでに多くの地域住民にとっては生活からは遠い場所の話になってしまっていた。

事業が白紙に帰った現在、弥生リゾート跡地にどのような利活用法があるのか。このことを考えるためには、弘前市民を含め、なかでも周辺の地域住民自身がこの場所をもう一度どういう場所なのか捉え直し、関わるができるかどうか、大事な論点になる。ここではそうした考えから、弥生リゾート跡地について、地元地域となる船沢地域とこの場所との関わり方の歴史を振り返りつつ、事業跡地と市民の関係のあり方について考察しておくことにしたい。

### 1. リゾート跡地周辺の地域概況

#### (1) 船沢地域の概況（資料1）

事業立地跡地は岩木山東麓にあり、弘前市の市域の中では市街地の西北に位置する。平成合併前の旧弘前市と旧岩木町の境域にあり、もっとも近接した集落は、弥生（旧弘前市）および上弥生（旧岩木町）である。このうち弥生は、昭和合併前の船沢村（現・弘前市船沢地区）に含まれる。

現在、船沢地区にある集落は、宮館、折笠、中別所、蒔苗、細越、富栄、弥生の7つであり、ここでは上弥生、杉山も含めた9集落とリゾート跡地との関係について記述していく。なお、このうちかつて船沢村役場があった富栄（とみさかえ）は、地名から分かるように新しい地域で、明治9年（郷土史は明治6年とする）に鶴田、三ッ森、四戸野沢、小島の4村が合併したものである。

弥生は昭和初期（戦前）の開拓、旧岩木町になる上弥生は戦後開拓である。戦後はこの

弥生地域もふくめて船沢地域一帯にも農業構造改善事業が入り、樹園地の面積が一気に広がった。現在はりんごの樹園地に囲まれ、近接して弥生いこいの広場がある。

事業立地地域は、新興集落である弥生地域に隣接し、また弥生いこいの広場を取り囲むように位置している。

後述のように、周辺の国有林は林野庁による森林施業のほか、岩木山麓の村々の地域住民に薪炭共用林などで利用されており、とくに当事業跡地においては船沢地区（旧船沢村）が深い関わりを持ってきた。また上述のとおり、弥生地区は戦前の開拓、上弥生は戦後の開拓であり、弥生は船沢地区に属するが、上弥生は旧岩木町に属した。ただし、地理的事情などから、小学校は上弥生も弥生とともに旧弘前市の弥生小学校に通うなど、別の自治体に属していたとはいえ両地域の関わりは深い。ここではとくに弥生を中心として、地元地域となる船沢地区の歴史や開発の経緯を確認していきたい。

船沢地域は、昭和合併前の船沢村である。旧船沢村は岩木山の東南麓、岩木川の左岸に位置し、現在は弘前市船沢地区となっている。明治 22 年 4 月 1 日施行の市町村制により宮館、折笠、中別所、蒔苗、細越、富栄の 6 つの村が合併し船沢村となった。前述の通り、このうち富栄は明治 9 年 3 月に 4 つの村の合併によりできた村である。また昭和 11 年、36 戸が入植・開拓して弥生が生まれ、さらに戦後開拓で弥生に近接して上弥生が誕生したが、上弥生は大字百沢字東岩木山の場所にあり、上記のように岩木町に属していた。上弥生を除くこれら 7 つの集落で船沢村を構成していたが、昭和 30 年 3 月 1 日に他の中津軽郡 10 ヶ村とともに弘前市に合併した。のち上弥生も岩木町と相馬村、弘前市の合併で、同じ弘前市になる。

米とりんごが主な産業であり、早くからりんごの産地として有名で、スターキングはこの村が発祥である。戦後も、農業構造改善事業等を通じて農業の近代化が進められた結果、船沢は弘前でも代表的なりんご産地となっていった。

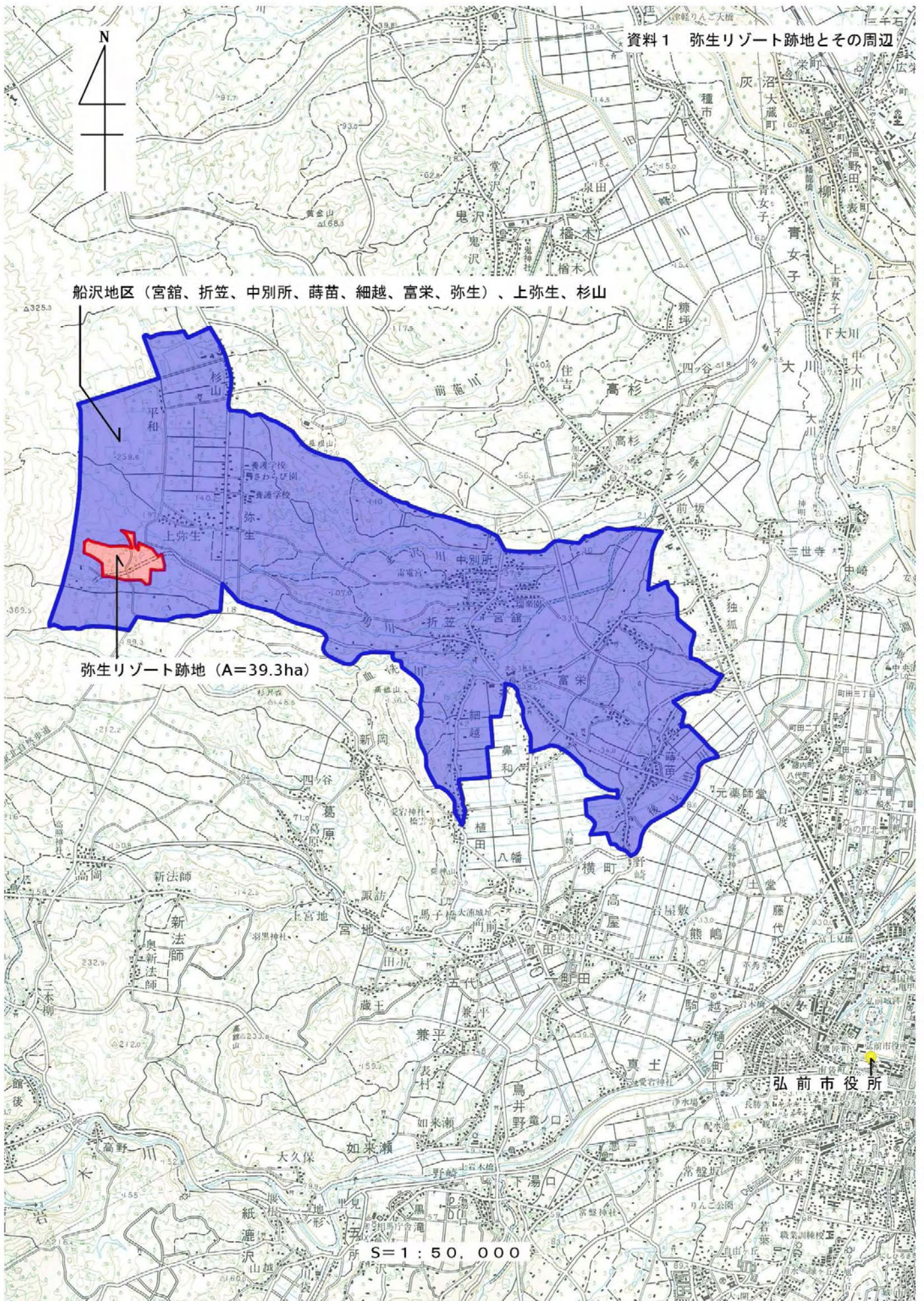
#### 平成 17 年国勢調査

人口	世帯数	産業構造構成比	特産品	観光・その他
3,540	908	第1次産業 54.7%	りんご	瑞楽園
		第2次産業 15.4%		弥生いこいの広場
		第3次産業 29.9%		中別所板碑群

※人口及び世帯数は、船沢地区、上弥生、杉山の合算値。

産業構造構成比は船沢地区のみの値。





船沢地区 (宮館、折笠、中別所、蒔苗、細越、富栄、弥生)、上弥生、杉山

弥生リゾート跡地 (A=39.3ha)



## (2) 船沢地域の歴史

船沢地域周辺には縄文期から遺跡があり、古くから人の生活が息づいていた。古くは鼻和郡に属し、弘安二年(1279年、伝)、弘安十年(1287年)、および国の重要美術品となっている承応元年(1288年)のものを含む中別所板碑群があり、四戸野沢館、宮ノ館、ニッ館、玄蕃館、折笠館、蒔苗館など、数々の中世遺構もあることから、鎌倉・室町・戦国期に渡って、人々の生活が長く営まれてきた地域である。津軽(大浦)為信の津軽支配確立の中では、石川城、和徳城、大光寺城攻めで宮館、蒔苗、折笠、四戸野沢から主要戦力が出ており、細越に隣接する植田には浪岡城主・北畠頭村斬首の地の言い伝えがあるなど、大浦支配から津軽一円支配へと向かう津軽氏の足跡と縁が深い地域でもある。

船沢の名は、宮館にある隈館の堀跡に由来するとされるが、今は埋め立てられ、失われている。隈館は古代蝦夷の館と『船澤村郷土史』では解説されている。船沢の名を冠する「船沢村」の成立は明治になってからで、それまでは後に船沢村となる9ヶ村が行政的な単位だった。『船澤村郷土史』によれば、9ヶ村のうちもっとも古いものは四戸野沢で、次に宮館(中別所がそこから分かれる)、折笠。また植田村から分かれて細越。宮館・折笠に遅れて、大浦の開発と同じ時期に蒔苗が現れ、ここまでが中世までの成立で、江戸時代に入って、鶴田、三ッ森、小島が新田開発されたと説明されている。新田開発には杭止堰の開発が大きい。

江戸時代は鼻和庄高杉組に属し、明治に入って行政区が紆余曲折する中、明治9年に鶴田、三ッ森、四戸野沢、小島の4村が合併し富栄となり、明治22年より村制がしかれ、船沢村となった。

以下、順に時代を追って、この船沢村/船沢地域と、弥生リゾート跡地の関わりの歴史について見ていく。まず2節では明治から大正、昭和初期までについて、事業跡地を含めた船沢村の土地利用状況の変遷を確認しつつ、その歴史を確認する。3節・4節では戦中戦後に新たに生まれた弥生・上弥生の開拓の経緯を追う。ここまではりんごの村・船沢の確立期といってよい。

昭和40年代末から、この場所は大きくその意味づけを変え始める。5節ではレジャーの場として開発された弥生いこいの広場の経緯を、そして6節では今度はリゾートの場所としての開発計画の経緯を確認していく。6節ではさらに、こうしたリゾート計画の転換と、その後持ち上がった自然体験型拠点施設・大型児童館構想までの経緯を見る。この間、最終的にリゾート・大型児童館の計画は実施されなかったとはいえ、①レジャー・観光→②リゾート→③環境・教育・自然の場として、日本社会自身の変化とも連動しながら、この場所の位置づけが大きく変化していったことに注意したい。これらをふまえて、7節では、大型施設整備による地域開発の中止と、その後の跡地利活用をめぐる経緯についてふれ、現在の状況について確認する。

## 2. 明治期～大正期～昭和戦前期

岩木山周辺には遺跡が多く、縄文遺跡に関しては事業跡地のすぐ近くでも現地住民の畑

等から土器片などが採取され、薬師Ⅰ号・Ⅱ号遺跡などがあることから、事業跡地周辺は早い時期から人の住みついた地域と考えられる。沢も多く水も豊富であり、気温の高かった当時では十分に食糧を確保できる地帯であったのだろう。鱒ヶ沢町などでは同様の縄文遺跡のあとから平安期の遺構なども出ており人間生活のその後の連続性を想像はできるが、この場所は高度があるため、いったん集落を放棄したのち、昭和の開墾となったと考えるのが妥当であろう。昭和の弥生開拓の前は、この周辺は船沢村（当時）地域の薪炭共用林であった。開墾前までの船沢村の事業跡地との関わりを確認しておこう。

事業跡地は歴史的には岩木山信仰に係わる岩木山神社地と隣接ないしは重なっており、明治期には船沢地域の村々の秣場ないしは薪炭林として使用され、また戦前・戦後までは国有林野中の薪炭共用林として活用されてきた。自然そのものというよりは、地域の人々に活用されてきた山林・原野であったと考えてよい。

明治期から大正期の間、りんごを栽培する以前は岩木山麓は「マキバ」として使われており、薪をとったり馬のための草を刈る場所であった。岩木山により近い方のマキバは薪炭共用林になり、山の下の方の集落付近で漆木の栽培が行われていた。こうした秣場や山林地を利用して、明治大正昭和を経て、りんごの栽培がさかんになっていく。さらに昭和初期に成立した弥生集落、戦後の上弥生が開拓地として切り開いたのもこの地の近辺であり、事業予定地にはこれら地元の人々の私有地も含まれていた。

以下順にこの経緯を見ていく。

#### （１）所属・利用変遷から見た事業跡地

事業立地地域は、もとは東岩木山国有林の中にあり、麓地域の秣場や、薪炭共用林野として利用されてきた場所である。ここで事業跡地について、所有や利用の変遷からざっとその歴史を振り返っておきたい。

津軽森林管理署所蔵の東岩木山国有林の台帳には、岩木村大字百沢字東岩木山 1 番地が、当初面積 4,962 町 4 反歩で記載されている。岩木山はもと百沢寺・岩木山神社領であり、明治に入って山頂の一部を除いて国有林となった。後に昭和初めの弥生開拓、戦後の上弥生と緊急開墾で開墾地に所属替えされて一部が公有地・私有地となった。さらにそうした払い下げ地の一部と、国有林の一部を利用して、リゾート開発事業が計画されていくことになる。用地は弘前市により取得され、現在は弘前市の公有地である。

いくつかの地図から、明治期から戦前、戦後の状況を確認してみよう。

まず資料 2 は、昭和 2 年稿成の『船沢村郷土史』（中村良之進著、昭和 3 年発行）に掲載されている「船沢村略地図」である。船沢尋常高等小学校備付のものに中村良之進が旧蹟を付け加えたものと但し書きがあるので、大正期あたりのものだろうか。この段階ではまだ弥生の開拓はなく、後にリゾート開発が計画された場所には「岩木村」の字があって、小径路がついているのみである。

資料 3 は「陸奥国津軽郡第 24 区折笠村絵図」（明治 6 年 3 月）、資料 4 がそれを現在の 5 万分の 1 図に重ねたものだが（資料 3 の詳細は資料 7 も参照）、ここからは次のようなことが読み取れる。①折笠村の領域は、現在の折笠の集落から弥生（主要地方道岩木山環状線

付近)までの間の約3分の1程度にすぎず、折笠領の田畑のある場所から、弥生の場所までの間は、折笠・宮館・中別所三ヶ村の秣場(4千坪)とされている。さらに②浜街道が現在の市道百沢杉山線(通称、殿様道路)だとすると、この高さの、大黒沢と鍋倉・永澤、壁倉沢に挟まれた場所に、折笠・宮館・中別所・小島・鶴田・四戸野沢・三ッ森・蒔苗の8ヶ村による、4千坪の秣場があった、ということになる。ただしこの4千坪はあまりに狭いので、折笠の領域にはこれだけあったということにすぎないだろう。

要するに、現在の弥生地域は麓の集落の秣場であったと考えられ、その西南部に位置する事業立地跡地は、集落からすればさらに秣場の向こうの岩木山の位置になり、秣場の周縁ないしはその向こうにある薪炭材等を確保する山であったと考えられる。

資料5は昭和21年林相図に事業立地場所などを書き込んだものである。リゾート跡地は当時の東岩木山国有林の47林班・48林班にまたがった場所になる。リゾート計画では49林班にあたる場所も事業区域となっており(現在の36林班)、平成5年のアセスの段階でもその多くが薪炭共用林として使用されていた。現在も面積は小さくなっているが船沢普通共用林野組合により、普通共用林が設定されている(現在の39林班にある)。

戦後は昭和22年より上弥生の開拓が始まり、またさらに麓集落の人々による岩木山麓の開墾も進んだ。弘前森林管理署資料(資料6など)によれば、次のような国有林の払い下げが行われたとされている。

昭和22年 杉山

昭和22年 植田、弥生

昭和23年 新岡、上弥生、平和、折笠

昭和24年 第二平和

昭和24年 百沢、小森山

昭和26年 葛原

昭和27年 蒔苗採草組合、高杉家畜農業協同組合→牧野

昭和27年 (不明)→牧野

以上、それぞれに払い下げが行われている記録がある(さらに昭和23年、昭和27年に常盤野周辺・嶽、羽黒や松代等を加えると、この時期の岩木山の国有林解放の全体像になるうか)。このなかで、折笠や新岡など麓の集落もこの周辺に開拓で土地を確保することになり、現在も跡地周辺でのりんご園の経営が行われている。

先走って言えば、昭和51年に開業する弥生いこいの広場は、こうした払い下げ地などのうちから開墾に適さない場所を公有地化して建設されたものであり、さらに弥生リゾート計画では、弥生いこいの広場隣接の公・共有地を確保し、さらには岩木山寄りの国有林野を活用する計画であった。

以上をまとめれば、事業跡地は、江戸時代までは岩木山神社有地であり、明治以降は国有林に編入されていた。昭和初期頃には採草地としての利用が進み、さらにその奥は薪炭共用林として利用されたが、こうした採草地を開墾して昭和初期には弥生が、そして戦後には上弥生が成立することになる。さらに未開墾地・開墾不適地を利用して弥生いこいの広場が開設されたが、平成期には周辺地域に新たに国有林野(植田、鼻和、船沢の薪炭共

用林として利用されていた)を含めてリゾート開発が持ちあがった。

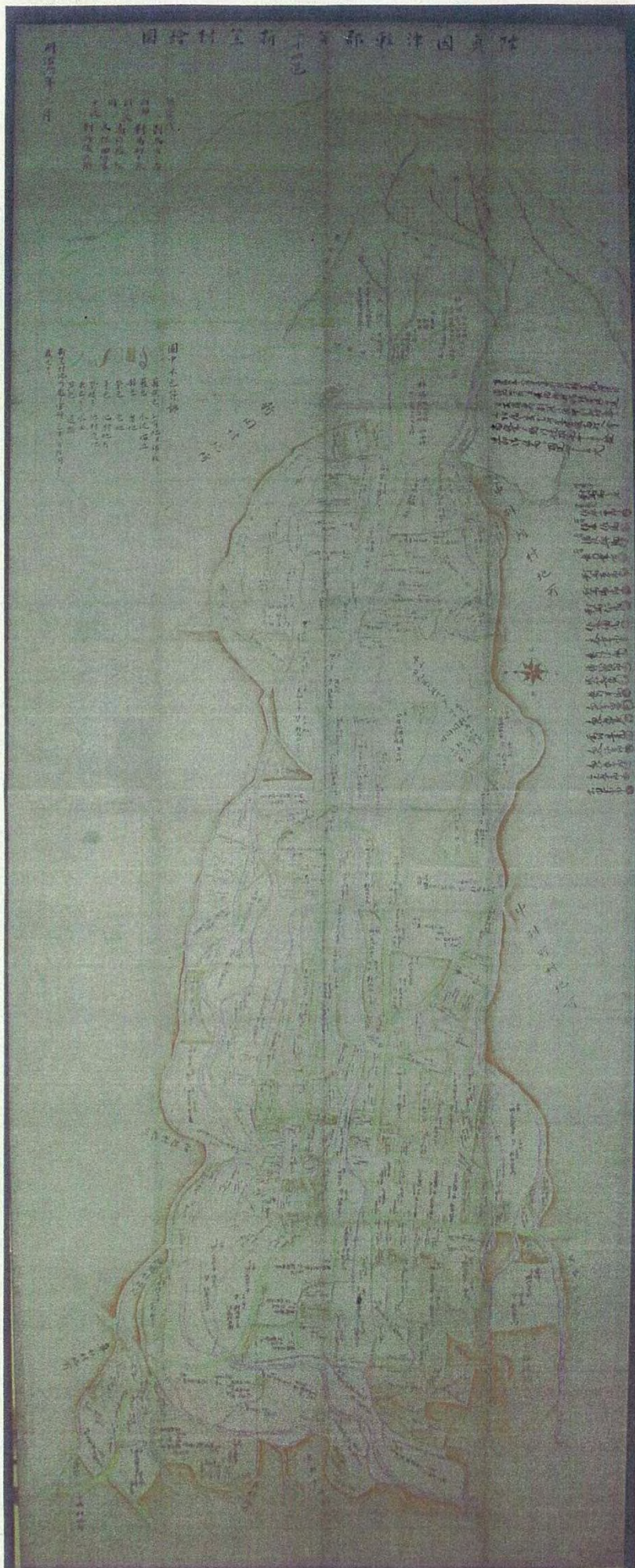
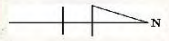
こうした流れを順に見るが、ここでは次に折笠地域を題材にして、明治期における麓の村の、村領および事業跡地付近の土地利用状況について少し詳しく確認しておきたい。





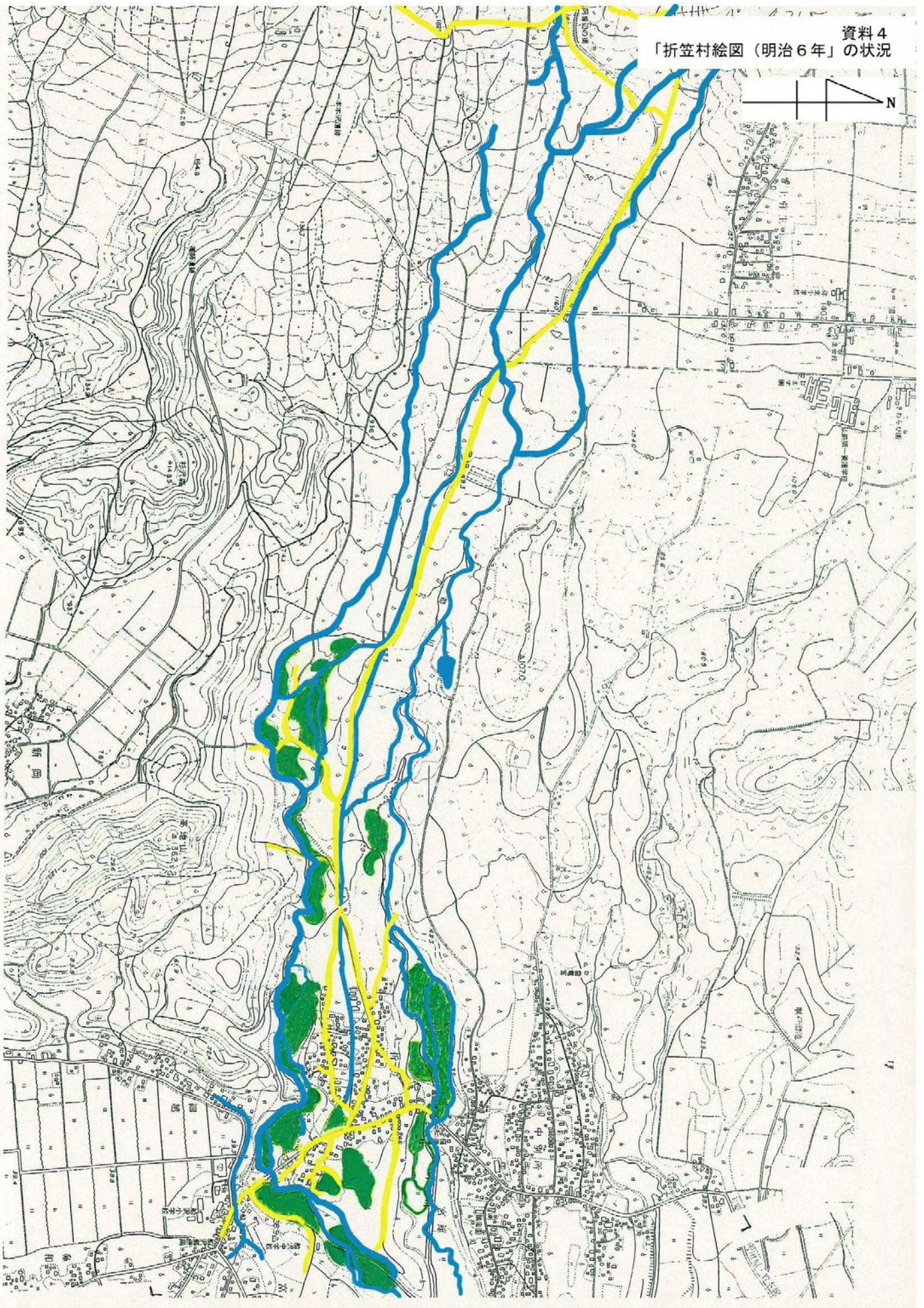


折笠村絵図 (明治 6 年)



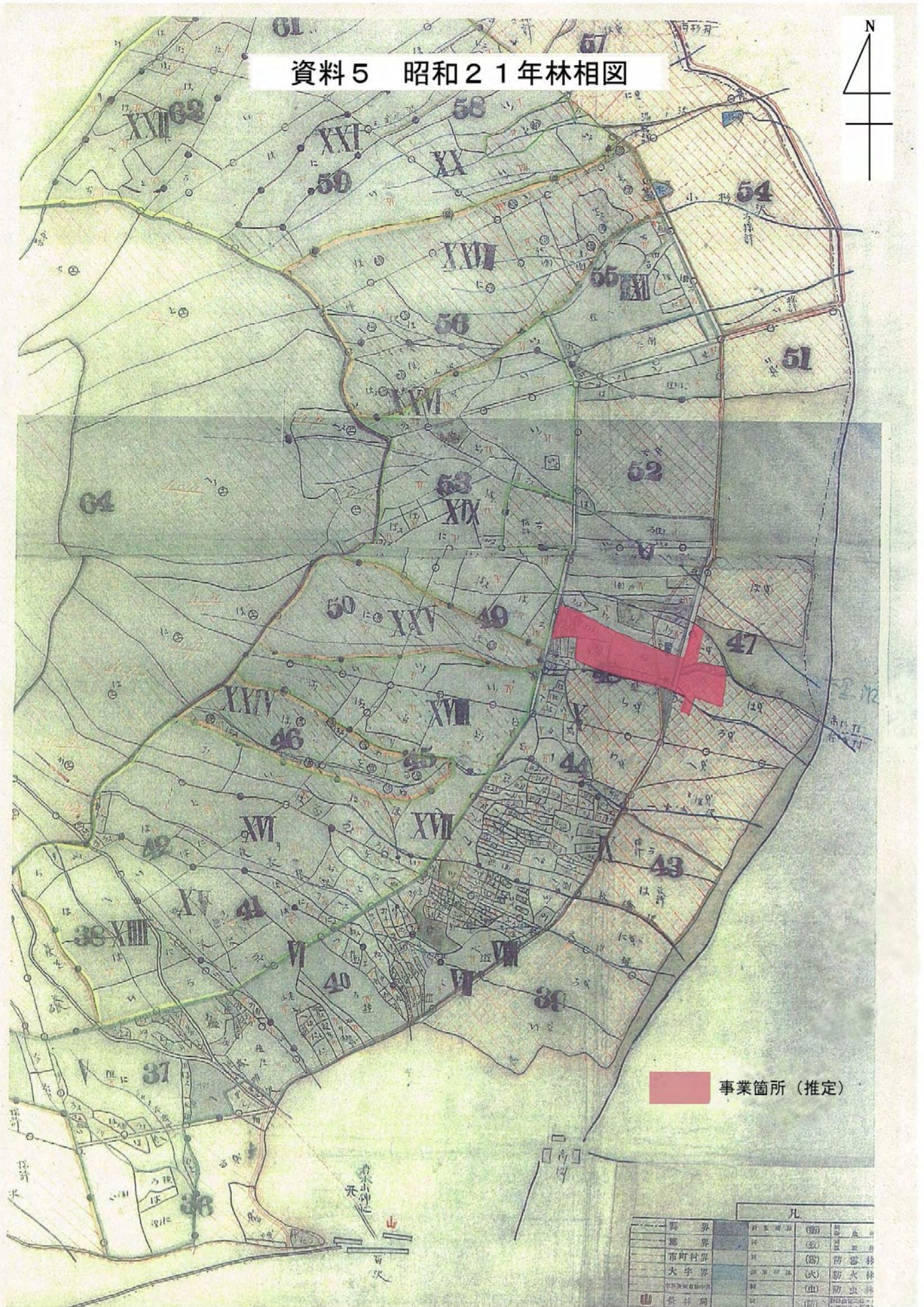


資料4  
「折笠村絵図（明治6年）」の状況





資料5 昭和21年林相図



事業箇所 (推定)

凡	
界	(○) 町界
界	(□) 市界
市町界	(□) 防音林
大字界	(○) 防火林
山	(○) 防虫林
界	(○) 雑木林







## (2) 折笠村絵図に見る事業跡地と船沢村

ここでは先に一部を紹介した「陸奥国津軽郡第 24 区折笠村絵図」(明治 6 年 3 月)を利用して、江戸時代までの地域の土地利用状況を確認しておこう。

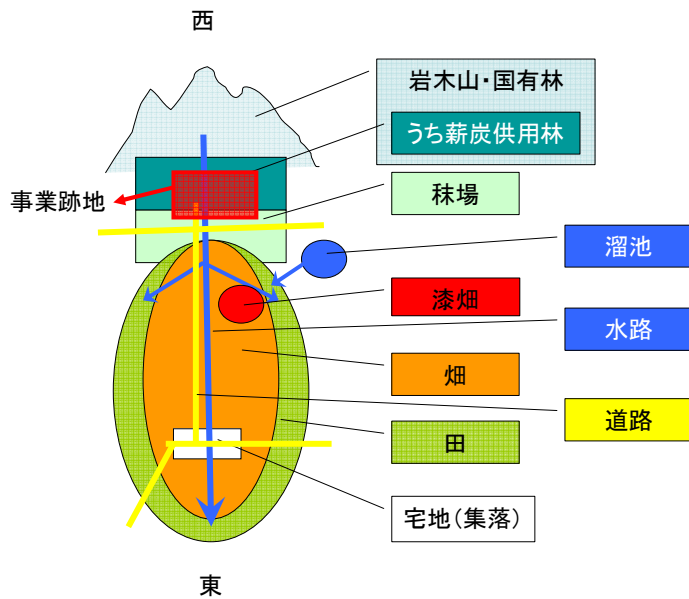
資料 7 は資料 3 で全体写真にしめしたものを細かく見たもので、絵図を地目ごとに色分けしている。上が西になっている。この図を横に倒し、上を北にして見て欲しい。左(西)側に岩木山が位置し、右(東)に行くほど高度が下がっていくことになる。上(北)の領境に鶏川が、下(南)に血洗川が流れ、その間の台地上に折笠村がある。

図の右側に南北に街道が貫通しており、上(北)は宮館に、右下(南東)は富栄・旧役場につながる。この道の真ん中の T 字路から岩木山の方(左=西)へ向かう道があり、集落はこの T 字路附近に集まり、右下の墓所・血洗川付近に折笠館があったと伝えられている(『船澤村郷土史』では、血洗川の右側に旧折笠村があったとも記載されている。移転の時期は不明)。用水は、本図では、岩木山から永澤・鍋倉より集落の位置する台地上に取り入れられ、この用水(ヤマゼキ)が右下の方に流れ込みながら血洗川そばの田を潤している。また大黒沢からも用水が取り入れられ、鶏川そばの田に入っている。聞き取りでは鶏川には上流部に 3 つの堤があったが(絵図には 4 カ所とあり、いったん記載された後に、中別所村領のため本図から抜き取られている)、いまその一つが残っている。

台地の真ん中には畑が開かれ、そのうち岩木山に最も近い場所に漆畑がある。これらの畑は今、ほとんどが宅地かりんご園になっている。

この絵図では村領が大きく書かれ、山側の秣場は小さく描かれている。秣場はいずれも折笠をふくめた数ヶ村の共有地である。もちろん各村混在しての利用ではなく、それぞれの集落に近いところを区分・設定して村ごとに使用箇所を決めて使っていたようである。

先の資料 4 は、この絵図を現在の弘前市管内図に載せてみたものである(道路、水路、田、その他漆畑、秣場を記載)。ごく大まかに重ねてみたものだが、大きく分けて村の人々の土地利用状況については、次のようなラインを確認することが可能である。

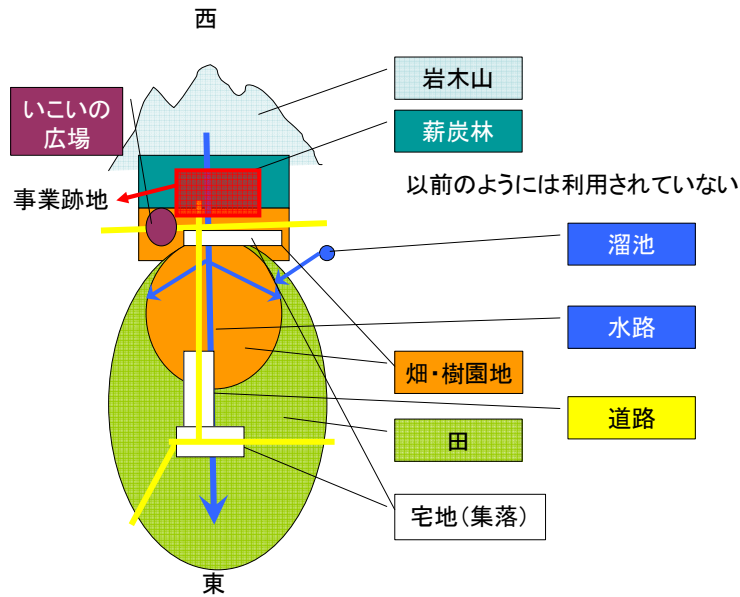


西部に岩木山がそびえている。岩木山から沢水（ヤマゼキ）が台地上に引き込まれ、真っ直ぐに宅地までのびている。堰を使って、あるいは溜池を用いて、川そばに田が開発されている。台地上は畑。道路は集落を横切って南北にのびるとともに、集落から岩木山へ一直線にのびている。集落から岩木山へ道路を登っていくと、台地上に畑が広がり、また漆畑も記載されている。この村の領域のはずれに秣場が広がり、そしてさらにその奥の国有林中に集落の薪炭共用林があった。さて、弥生リゾート跡地は、この地図のなかでいえば、秣場から薪炭共用林のあたりになる。

要するに、弥生リゾート跡地は、集落から最も遠い、村の生活範囲と岩木山との境目に位置し、地域の人々にとっての生活空間の辺縁部にあたるのである。とはいえ、馬の草を確保し、燃料としての薪を確保し、また山菜やキノコを採取する場所として、生活に必要な場所であったはずである。

それがその後、徐々に次のような形に変わっていくことになるわけである。





まず宅地が東西に広がる。弥生・上弥生にも新たな集落ができた。田が広がり、畑の西部は樹園地に、また広大な秣場もみな樹園地に切り替わっていく。弥生集落のそばに弥生いこいの広場ができ、レクリエーション施設が整備される。薪炭共用林も縮小され、残ったものも以前のように利用されていない。そして、以前は秣場や薪炭共用林であった弥生周辺の樹園地や、山林（国有林・薪炭共用林を含む）の一部が、リゾート開発の予定地となり、現在は跡地となった。

なお、補足説明として、山堰の取り入れ口にも注目しておこう。明治6年絵図では、永沢・鍋沢からのみの水であった山堰は、現在は殿様道路下で壁倉沢にも合流し、壁倉沢の水を取り入れている。明治から現在までの時点で山堰の付け替えが行われているわけである。ただし、見る限り、田の面積がこの間にそれほど大きく展開したとは思われない。この点での十分な聞き取りはできなかったが、この地域の歴史をひもとくには重要な項目となろう。











### (3) 明治から大正、昭和初期までの事業跡地（まとめ）

以上の検討をまとめて、明治から大正、昭和初期までの事業跡地の様子をまとめておこう。

事業跡地は、船沢地域、なかでも折笠・宮館・中別所の人々にとっては、自分の集落と岩木山との間のちょうど境目にあたる。かつては浜街道（通称殿様道路）があり、その周辺は秣場として利用され、また薪炭の確保にも使われた山でもあった。弥生開拓でその一部が使用されたが、戦後の上弥生開拓と農業構造改善事業の中で、この場所と集落の間はほとんどがりんご園に開発された。

また岩木山からの沢水が、堰を通過して集落内を貫通しており、本来はこれが生活用水でもあった。こうしてまさに、岩木山によって作られた台地に、岩木山からの水を使って植物を栽培し、馬からの労働力をも確保していた。そんな村であった。ここでは折笠を例にしたが、宮館・中別所も大きな差はないだろう。

弥生リゾート開発は、そうした村の命の源とも言える場所に計画された。こうした立地場所の歴史を確認しておいた上で、次に、戦中戦後に行われた弥生・上弥生の開拓の歴史を見ていくことにしよう。

## 3. 弥生の開拓～終戦

### (1) 開拓まで

昭和11年(1936年)、疲弊した農業の打開策として国の推進による弥生の開拓が始まり、船沢開発事業として開拓が進められた。弥生の開拓は食糧増産のために計画された開発事業である。入植した36人中21人が船沢村の出身である。さらにその21人のうち10人が中別所、4人が折笠出身で、他に小島や蒔苗から来ていた人もいた。弥生の開拓に反対していた宮館の出身者も1名いた。

県から開墾の指定を受けた土地は船沢村・岩木村両村にまたがっており、そのうち岩木村地区の約150町歩の土地は国有地であったため寛大に扱われた。当初は借用ということにしておいて開墾をすすめ、完了と同時に払い下げることとなった。岩木村地区の国有地は船沢村の中別所、宮館、折笠、蒔苗、富栄の5地区が森林保護組合を組織して入山権を与えられ造林保護の仕事に励んできた土地であった。

一方、船沢村地区は約50町歩の民有地が開墾の指定を受け、県有地に変更された上で開墾を進める方法をとることになった。しかしそこは中別所、宮館、折笠地区民が所有する牛馬の採草地であり、農民にとって灌漑水や牧草地が皆無になるのは生死にかかわる問題であるとして開拓に反対する村民の声が広がったこともある。しかしこの紛争は国策に反することだと村長や村議会議員、村の有識者になだめられて一応は鎮まった。

開拓地のうち、船沢村地区の約50町歩の土地は1工区、岩木村地区の採草地があった土地は2工区とよばれ、1工区と2工区の境には境界を示す土手がつくられていた。この土手は、防火帯の役割もあったと言われている。



## (2) りんごの栽培と田の開発

折笠出身の対馬竹五郎氏はりんご栽培の研究者として名を知られ、昭和 13 (1938) 年 5 月にはスターキングの苗木を細越の共同耕作地に育成させた人物である。弥生は標高 130 メートルから 160 メートルもある気象条件が厳しい場所だったが、対馬氏の指示を忠実に守り大切に育てたことによって、昭和 15 (1940) 年には収穫できるまでに成長した。対馬氏は苗木育成の方法だけでなく、県議会議員になった後も度々弥生を訪れ、剪定や薬剤散布方法などについても指導していた。

入植者のなかで早くからりんごを栽培していたのは、中別所出身で次三男であった三上元太郎氏<sup>1)</sup>で、自分の屋敷の敷地内に植えた。開拓は当初、戸主のみで行われていたが、昭和 12 年の暮れに開拓者の住宅が完成し、それに伴い家族を呼び寄せて生活することになる。それにあたって昭和 12 年春、開墾した土地を耕地として一戸あたり 3 反歩程度が仮割地として配分され<sup>2)</sup>、まもなくりんごの木を植えた人もいたが、実がなるまでに時間がかかるりんごはまだ金にはならないものであったため、結局は放置していた状態だった。

1) 三上元太郎氏は若いころ折笠の対馬助一郎宅の借子をしていた時に 10 年ほどりんごの栽培をした経験があった。弥生でもりんごができるはずだと考え、入植後の昭和 13 (1938) 年に実家からスターキングの成木 (十年樹) 24 本を移植し丹精こめて育てた。その甲斐があって昭和 15 (1940) 年には収穫できた。同年、五年樹 50 本を移植し成功している。

2) 登記になったのが昭和 15 年であるので、その前に、生活するための土地が仮割地として与えられたと考えられる。3 年後、最終的に 3 町 5 反歩が正式に配分されるが、そこに至るまでには何度も訂正された。

また、弥生に入植した当時すでに、田として区画された場所 (田場所と呼ばれる) を一軒あたり 1 反 5 畝ずつ与えられたが、弥生の田は湿地帯に立地していない、中心が盛りあがっているため水のもちが悪い、水が冷たい、冷害に強い品種がない、というような問題があった。これらに対処するためにコンクリートで水路をつくったりと色々やってはみたが、うまくいかなかった。弥生の人で田をもつ人は誰もいなかったが、田を借りて小作人として米を作る人は多かった。戦後、昭和 23 年の農地改革で、小作として借りていた田を 1 反歩 230 円で買い受けることになり、これ以後は自分の田になったという。

## (3) 周辺地域の協力

土地を開墾するにあたり、背よりも高い程の雑草や地下に埋まる巨岩、雑木の根などを鍬とつるはしだけで開墾するのはあまりにも惨めであるということで、県もみかねて最新式のトラクターを農林省から借りてきてくれたこともあった。とにかく石が多かったのでトラクターはすぐに壊れてしまったが、さらに県は藤代、船沢、高杉に募集をかけ、石があるところを一鍬一鍬起こしてくれる人夫を雇い、約 1 年間毎日何十人と派遣してくれた。人夫は日雇いで雇用され、開拓当初、派遣された。

弥生開拓四十年史にも、援農のために弥生に来た農兵隊についての記述があるので、ここで引用したい。



①昭和 17 (1942) 年に青少年学徒勤労報国隊が組織され、市内中学校生徒二百余名が援農のために来村した。各家の作業場等に寝起きし、主に開墾作業やかぼちゃの植え付けを行ったが、僻村も若者たちの声で開拓当初の賑わいであったという。

②弥生にも軍隊が移駐し、農兵隊として働いてくれたので、労働力の不足を解消した。

とある。なお、上の人夫は①でも②でもない。

①の農兵隊 (青少年学徒勤労報告隊) は、援農というより、戦時中で食料がない中で収穫を手伝い、そのかわりに与えられるかぼちゃやじゃがいもを得るために来ていた。

②の農兵隊が来たのは、昭和 19 年である。開拓事務所と棟ひとつにして、6 軒から 12 軒くらいの「開拓の作業場」というかなり大きな倉庫のような場所で寝泊りしていた。この倉庫は、開拓が始まってすぐに建てられた (現在、弥生の公民館がある場所)。そこから各家庭に何名かずつ派遣され、戦時中から終戦にかけて農業の手伝いをした。②の農兵隊にあたるのは、当時義務教育である小学校を終えた、現在でいえば中高生ほどの年齢で、志願兵として徴兵検査を受ける前の男子である。②の農兵隊はどの地域にもいたわけではなかった。農兵隊が特別耕す土地はなく、個人の土地を手伝いに来ていたため、開拓地のために応援に来てくれたと考えられる。

#### (4) 戦時中から戦後にかけての弥生

昭和 19 (1944) 年になると次々に入植者は軍隊へ召集され、戦地から帰ってくるのは早い人で昭和 21 (1946) 年だった。このころの主な農作物は豆で、弥生の開拓を成功させた産物でもある。豆は売るためのものだった。終戦直後、豆は米とほぼ同じ値段だった。日本が敗戦すると満州から送られてきていた豆が全く送られてこなくなったため、国内産の豆の値段が高騰し昭和 23 (1948) 年 3 月には弥生開拓の償還金の返済が完了した。このころの主食は米だったが、かぼちゃや芋しか食べられなかった人もいた。

中別所・宮館・折笠は戦前から畑もあり、ある程度は豊かで財力もあったが、戦争が始まるとほとんどの人が戦地へ召集されたので畑が荒れ放題になってしまった。

戦後、蒔苗の米を弥生に、弥生の土地を蒔苗にと、それぞれ交換したことがあった。弥生の土地は入植者が登記していた土地なので売ることができなかったのだが蒔苗の米と物々交換という形で、蒔苗の人は弥生の土地を得ることができた。当時の契約書は現在も残っており、誰からの米かきちんと記載されている。昔の人が何十年も畑を耕していたのでその後なかなか登記できなかったが、今から 10~15 年ほど前にたまたま登記できることになった人もいる。

蒔苗から見ると米と田の物々交換だが、弥生から見ると米を借りても返す金がないから仕方なく田んぼを手放した、と言う方が正しいかもしれない。前述のように農地改革によりせつかく田が自分のものになっても、生活が苦しくなると手放す人も多かったそうだ。戦前だけでなく、戦後も田を切り売りしながら生活していった。生活が安定してくるのは、りんごがある程度収穫できるようになってからである。

地域のなかに、生活に苦しむ人を救済するために、穀物を備蓄しておく倉庫を造ってい



た。これは「ムジンコウ」（郷蔵（ゴウゾウ）のこと）といい、希望者はここから米を借りることができ、返す時には 1 割つけて返すことになっていた。こういった倉庫は弥生だけでなくこの地域にもあり、現在も残されている蔵もあるという。

先に述べたように、一戸あたり 3 反歩程度の土地が配分されたのだが、弥生は開拓地ゆえに生活が苦しく手放した土地も多かった。その土地を、弥生以外の人と交換したのである。現在も弥生平の土地を弥生以外の船沢の人が所有しており、とくに蒔苗の人が多い。

弥生の人で田をつくる人は全員小作人で、小学校を卒業してすぐの人など 20 歳前の若者（長男も）は中別所の大地主に借り子に行っていた。その大地主は大正末期、船沢に何十町歩という田を所有しており、県外でもベストテンに入るほどの財産をもっていた。借り子は一年働くと米を 2、3 俵得ることができた。借り子として奉公にきてそのうち嫁をもらい、分家する人もいた。戦前から戦後まで借り子は存在し、戦後の方が多かったが、出稼ぎをするようになると、徐々にその数は減少していく。

戦後は、弥生から中別所へ米を作りに来る人もいれば、蒔苗から弥生へ畑を作りに来ていた人もいた。

#### 4. 上弥生の開拓〜りんごの生産地へ

昭和 21 年（1946 年）に、上弥生の開拓が始まった。

上弥生の開拓者の出身地は様々で、中別所、宮舘、蒔苗、前坂（前坂は高杉地区）など地元出身者はもちろん、田舎舘の日沼、北海道、そして樺太や満州から引き揚げてきた人も含まれている。宮舘出身者が最も多く約 10 戸、中別所は 2、3 戸で、開拓当初は全部合わせて 70 戸ほどだった。しかしだんだん減少していき、現在では 45 戸しか残っていない。昭和 36 年ごろ、県のすすめで土地がたくさんあるブラジルへ行った人も 6 家族いた。

山林があったために弥生の開拓地から外れた場所が上弥生の開拓地であり、殿様道路の上の部分ほとんどが、上弥生の土地となっている。

上弥生の開拓は終戦後だったため何もなく、最も苦しい時期に開拓を進めなければならなかった。弥生のように県が農業機械を持ってきてくれることもなければ農兵隊や人夫もいなかったの、基本的には自分たちで畑を起こさなければならなかった。

上弥生の開拓が始まった頃、弥生では自分の家の後ろにある畑（カグチ）に 2、3 反歩程度だがりんごを植えることができた。一方上弥生はまだ開拓が始まったばかりで、りんごはもちろん食料を得るのにも苦勞していた状態だった。それでも畑を耕す作業が終わると豆の栽培が始まり、その後菜種の栽培も始まった。

戦後、昭和 22（1947）年にりんごが自由販売できるようになったことをうけ、りんごの価格が高騰した昭和 23（1946）年頃から船沢ではりんごの生産を拡大したために人手不足となっていた。そこで上弥生の人たちは、弥生や中別所や折笠へりんごにかかわる作業（りんごの摘果、袋かけ。田植えも手伝った）の手伝いをし、それによって収入を得ていた。弥生開拓史にも以下のような記述がある。「当時は岩木村と船沢村の行政上の違いはあったが、両者はその区別なく往来して親戚付き合いをし、農作業の手助けや心の交流を図った。

この隣保共助の結びつきと励まし合いは、その後の学校問題・道路問題・施設導入問題にも好影響を及ぼし、地域発展のために大いに貢献した」とある。実際に弥生の人も、「昭和20年代後半から30年代前半にかけて、弥生の人たちは上弥生の人たちにずいぶんお世話になった」と述べている。

上弥生の人たちの力もあり、弥生のりんごは昭和30年代頃から生産が安定し始め売れるようになり、生活も安定してくる。スターキングが盛んで、当時の仲買人が奪い合っただけでも欲しがっていたということからも、良いりんごだったことがうかがえる。

上弥生では、入植した時に与えられる土地が一軒あたり1町5反歩しか割り当てられず、それでは畑が少ないということで、後の昭和30年代に現在いこいの広場があるところに増反している。

上弥生でりんごが生産されるようになるのは、正確な年代はわからないが弥生でのりんご生産が軌道にのった昭和30年代よりも後のことである。昭和36、37年に出稼ぎに行くようになるが、それより少し前のようだ。上弥生に最初に配給されたりんごの品種は「紅玉（千成：せんなりとも言う）」と「朝日」である。

昭和48、49年、いこいの広場がある場所では菜種を栽培している一方、いこいの広場よりも標高が低いところではりんごを生産していた。標高は弥生の中心が140メートル、上弥生が172メートルと、上弥生のほうが高くなっている。現在はいこいの広場の横でりんごを作っている人がおり、そこが最も標高が高いといわれている。地面は平らで良い土地だが、上弥生は雪が深く木も高いため、9尺のはしごが必要になるなど危険な作業が伴う。

こうして、昭和14年にりんごの栽培が始まってから、時には台風の被害に遭いながらも生産は拡大していった。上弥生のりんご栽培面積は平成2年で60町歩となっている。

## 5. 弥生いこいの広場へ

高度経済成長期を迎え、昭和40年代に入ると、東京オリンピックの開催なども相まって人々は次第に豊かさを実感するようになる。また、高速道路や新幹線の開通など、交通網の発展により、都市部と地方との交通時間が短縮されたこともあり、地方の特に農山間地域を対象としたレジャーブームが起こった。その動きは岩木山にも向けられ、昭和44年の新全国総合開発計画の中で岩木リゾート高原都市構想が打ち出される。これを受け、昭和46年の『弘前市総合開発計画基本構想』において、岩木山ろくは「国民のための一大自然レクリエーション地域」の一角に位置づけられた。また、高原リゾート都市建設の方向を目指していくとあり、その一環として大都市の企業従事者および学童、生徒のためのサマードミトリーの誘致も考えるとしている。

その中で労働省は昭和48年度の新規事業として「労働者いこいの村」を打ち出した。これは週休2日制などで生じた余暇を家族ともども楽しく健康的に過ごしてもらおうというものであった。弘前市は県を通じて「勤労者野外活動施設」の設置の要望を労働省に提出し、全国にさきがけて設置が決定した。この時の契約は、ハイランドハウスを建てる部分については、市が土地を用意し、無償で事業主体となる雇用促進事業団に提供、契約自体は雇



用促進事業団が青森県に委託施設として申し立て、県でそれが運営できない場合は地方公共団体もしくは地方公共団体が出資する公益法人へ再委託ができる、というものだった。これに則して、市は弥生開拓農協等が所有している土地 52,782 m<sup>2</sup>を購入等により確保し、野外趣味活動施設建設用地として、昭和 50 年 7 月 15 日、県へ無償で貸与し、さらに県は、そのうち 618 m<sup>2</sup>をハイランドハウス（レストハウス）の敷地として、雇用促進事業団へ無償で貸与した。

昭和 51 年、ハイランドハウス、ピクニック広場、アスレチック、弥生いこいの広場スキー場（昭和 63 年閉鎖）等の施設を整備し、「弥生いこいの広場」がオープンした。これにより岩木山ろくは「弥生いこいの広場を中心として健全な観光、レクリエーション地域とするために総合的かつ計画的に整備を促進する」（昭和 53 年『弘前市総合開発計画』に明記）場所となる。また、観光振興のために自然環境を活かした保養施設や学習施設の設置を進めるという計画も打ち出される。

「弥生いこいの広場」にはさらに昭和 53 年度にポニー広場が開設、55 年からは施設の拡張に着手し、昭和 58 年に動物広場、翌年には動物広場内にふれあいコーナーが開設。また平成 10 年にはオートキャンプ場が開設された。

## 6. 弥生ハイランドリゾート開発から、大型児童館構想まで

こうして、リゾート跡地とその周辺は、昭和 50 年代までには、地元地域が活用する山林から、広く弘前市民のレジャーの場として位置づけられるようになる。そして、この方向性がより強まっていくのが、昭和 60 年代から平成にかけてという時期になる。「大規模リゾート開発ブーム」とも呼ぶべき流れの中で、このときなされたより広域的で大規模なリゾート地という位置づけは、さらにこの地域を、弘前市民のレジャーの場を越えて、全国国民にとっての消費の場へと再設定しようとするものであった。他方でそれはまた、地元地域にとって、この場所がさらに身近な場所ではなくなっていくことも意味していた。

### (1) リゾート開発への盛り上がりと挫折

昭和 59 年の『新弘前市総合開発計画』では、岩木山ろく開発の方向として弥生地区の集積を核とした福祉施設の充実、リゾート施設の拡充があげられており、将来的にはセミナーハウス等の教育関連施設を付加拡充していくという内容も盛り込まれることとなった。さらに、岩木山に大型国際スキー場を整備するという構想が持ち上がる。

そして昭和 62 年、「長期滞在型の保養地づくり」をめざした「リゾート法」が施行された。これは、余暇を活用して広く国民が良好な自然条件の中で滞在しながら、スポーツ、レクリエーションなどの多様な活動ができるよう、総合的な保養地域の整備を促進し、ゆとりのある国民生活のための利便増進と地域振興を図ろうとするものであった。リゾート法が制定されたことを受け、昭和 63 年 1 月、青森県庁内組織として「津軽岩木リゾート地域整備推進連絡会議」が発足、続いて 7 月には「津軽岩木リゾート地域整備推進協議会」（県、関係市町村、関係団体、民間事業者による）が設立された。

平成2年にはこのリゾート法に基づいて弘前市を含む津軽地域8市町村を対象とする「津軽岩木リゾート構想」（対象地域：弘前市、黒石市、鱒ヶ沢町、深浦町、岩崎村、岩木町、大鰐町、平賀町）が承認され、岩木山弥生地区はこのリゾート構想における重点整備地区として位置づけられた。津軽岩木リゾート構想は、津軽岩木地域の豊かで変化に富んだ自然を生かした、津軽ならではの魅力ある滞在型保養地域を整備しようとする方向性のもと、「にぎわい空間弘前」と、長平、嶽、百沢、弥生の4地区からなる、全国に例のない最大級のスキーエリアとなる可能性を秘めた「岩木山スキーランド」を中心に構成されたものであった。

弘前市としては、平成元年に「弥生ハイランドリゾート基本構想」をまとめており、平成2年1月にはリゾート開発を積極的に推進するために第3セクター「弘前リゾート開発株式会社」（以下「弘前リゾート開発（株）」という。）が設立された。そして6月には津軽岩木リゾート構想が承認され、その中で弥生地区が特定民間施設として位置づけられたことを受け、平成3年に「岩木山弥生リゾート開発基本計画」を決定した。この計画には、総投資額750億円（15年間）、面積1,500ヘクタールの敷地に、スキー場・分譲別荘地、ホテル、テニス場、ゴルフ場、軽飛行場などが含まれていた。さらに都市型リゾートとしての発展をはかるために、周囲の恵まれた自然や古都弘前としての歴史的遺産にも配慮した質の高いリゾート施設を整備することもうたわれている。

平成4年、青森営林局国有林野対策委員会は弥生地区リゾート計画を承認、また平成2年10月に弘前リゾート開発（株）が委託していた環境アセスメントの結果も承認、そして青森営林局国有林野管理審議会も国有林を活用して岩木山弥生スキー場を建設することを了承。これによって弘前リゾート開発（株）は、平成6年にスキーコースに係る保安林解除申請書を中南農林事務所に提出し、県から農振除外、農地転用の許認可を受けると、スキーセンター等の造成、建設工事に着手した。

しかしこの頃から、新聞の投書欄等でスキー場建設に関しての声が多数よせられ、その中には多くの反対意見が見られるようになった。また、スキー場開発に反対を表明する「岩木山を考える会」が発足するなど、市民からの計画批判の声が大きくなった。そして平成6年7月、建設反対住民が保安林指定解除への異議意見書155人分を提出するに至る。その内容は、水源かん養保安林解除に伴うスキー場建設が、①弘前観光の中心となる景観を傷つける、②ミズナラとブナの生態系構造に影響を及ぼす、③森林の伐採により登山の楽しみを損ねる一などであった。これにより保安林解除告示の動きが止まり、工事に着工したものの、スキー場計画の遅れは必至となった。さらに、地元船沢地域で開発に反対する数名が、弘前リゾート開発（株）側から圧力をかけられるというようなことも報じられた。

そんな中、これまで弥生地区リゾート計画を容認していた北村正哉知事から、木村守男知事へと県知事が交代した（平成7年2月）。同年5月、災害の危険性や環境保全上の観点から反対の声が高まっていることを理由に、県は保安林解除の申請取り下げを発表した（平成7年5月20日付東奥日報より）。さらに「弘前リゾート開発（株）」への各種補助金も支給しない方針を決める。また、岩木山スカイラインスキー場の建設計画への補助も同じく凍結となった。事業者側は開発に必要な手続きを進めてきており、すでにスキーセンター



の基礎工事、調整池、駐車場の造成等 10 億円以上を投資してきた。しかし、県の保安林解除申請の取り下げによってスキー場の建設は不可能となり、他の施設に関しても補助金の凍結等により建設中止を余儀なくされることとなる。

とはいえ、市民の反対の声は高まっていたものの、事業予定地に近い旧岩木町や船沢地区の住民の中にはリゾート建設の実現を待ち望んでいた人も多かった。異議意見書の提出者には旧岩木町住民はいなかったという。総じて岩木山麓の住民は、このスキー場建設による雇用の創出に大きな期待を抱いていたと言ってよい。そのためスキー場計画が事実上頓挫した後も、新聞投書欄等における賛成派・反対派の争いは続いていくことになった。

## (2) 第 3 セクターの解散と岩木山弥生地区整備計画案

平成 8 年 2 月、弘前市は岩木山弥生スキー場建設予定地を含む地区の整備について「弥生いこいの広場周辺整備計画案（素案）」および、会社の事業転換推進計画の素案を発表した。しかし、これを第 3 セクターの救済策とする市民からの批判が大きくなり、同年 9 月転換事業に対する市民の意見を求めるために、市は「弥生地区整備検討懇談会」を発足させている。委員は市民団体代表や弘前大学関係者らで、その中には地元船沢地区町会連合会や商工団体なども含まれた。現地視察や意見交換などが行なわれるが、市議会における議論などもあり、同年 12 月には白紙撤回された。

平成 9 年、金沢隆市長（当時）が第 3 セクター「弘前リゾート開発（株）」の社長を辞任し、後任に弘前商工会議所会頭の斉藤熊五郎氏が就いた。これを機に、同会社ではこれまでのレジャー・スポーツ開発型から離れた「福祉・保養・宿泊研修」体験型の施設整備へと事業推進計画案を質的に移行させていくこととなった（平成 10 年の株式総会）。

また、津軽岩木リゾート地域整備推進協議会としては、これまで対象地の視察や先進地の研修などを行ってきたが、各リゾート地の進捗状況が悪いことから、専門家を入れた助言指導を始めた。弘前リゾート開発（株）はプロジェクト推進事業として、再建計画策定にあたって専門調査機関に委託し助言指導を受け、弘前市もまたプロジェクト推進事業として「岩木山弥生地区事業計画」の策定に伴う助言指導等を受ける。そして平成 12 年 3 月、同協議会は津軽岩木リゾート構想の点検調査報告をまとめ、転換策などを市と会社側に提言した。

計画全体にわたる助言指導等を受けた市では同年 5 月、提言をもとに庁内で「弥生地区事業計画等検討会議」を発足させる。市も事業計画に参加すべきとの指導を受けて、弘前リゾート開発（株）に提言する整備計画案を作成するためであった。ところが弘前リゾート開発（株）では、再建計画に基づき資産譲渡、負債の縮小などを図りながら転換事業を模索してきたものの、専門家によるとその再建には 12 億円もの新たな資金が必要なことが明らかになった。そこで弘前リゾート開発（株）は市に所有地などの買収を打診、市は仮に買収した場合は約 6 億 3 千万円になると試算した。これを受け、弘前リゾート開発（株）側は取締役会で対応を協議したが、債務超過が約 3 億 8 千万円になることや、大株主からの増資・金融機関からの借入れがこれ以上不可能などの状況から、資金調達は困難と判断、平成 13 年 3 月、開発事業から撤退し、弘前リゾート開発（株）を解散させることを発

表した。

これにより市の弥生地区事業計画等検討会議が弘前リゾート開発（株）側に提言するはずだった計画案がいったん宙に浮いた形になったが、同年 3 月に新組織として「弥生地区整備計画検討会議」を発足させ、「弥生地区での市の公共施設整備を探る際のたたき台にする」として「岩木山弥生地区整備計画(案)」をまとめた。この計画における整備コンセプトは「①自然体験と科学する心の育成、②こども文化の伝承と創造性の開発、③社会的な生活体験と心育の醸成」であり、岩木山は非日常的な空間であると捉えられ、その中で体験から子どもたちが学び、成長していくことが目指されることとなった。整備の方針は「家族利用型の自然文化体験村」を構築することとし、大型児童館を含む「こども文化施設」や「岩木山学習館」「里山共生ゾーン・果樹園・農業体験ゾーン」、そして「いこいの広場」などの市既存施設の整備もあわせた大きく 4 つの施設群からの計画であった。これらの計画は事実上弘前リゾート開発（株）が所有する土地等を弘前市が取得することを前提としていた。

平成 13 年 4 月 4 日の定例記者会見で、金澤市長（当時）は、4 月中に買収を決定しないと跡地利用の対応が遅れると発言した。その買収を急ぐ姿勢の背景には、県にかねてから要望していた大型児童館の誘致があった。これまで場所を特定して建設要望が出せなかったが、6 月の重点要望事項知事説明の前に買収の是非を決定し、誘致場所を確定できれば、児童館建設を強く要望できるためであった。

しかしこの時点では弘前市が土地等を取得する決定には至っておらず、その是非を問うための勉強・調査・検討の機関として、弘前市議会では任意組織の「弘前リゾート調査研究会」が、市内部組織としては「弥生地区整備検討会議」がそれぞれ現地視察なども含めた検討を行なった。調査研究の結果としてはどの会派からも市が試算した約 6 億 3 千万円での買収案を是認する意見はなく、購入を容認する会派からも購入価格の圧縮を求める形となった。また市民団体からも負債処理に市税を投入しないことや、岩木山弥生地区整備計画案の白紙撤回、会社の破綻処理を引き伸ばした責任を明らかにすることなどを要求する要請書が提出された。

このような流れの中で、平成 13 年 5 月 14 日、市議会議員全員協議会の場で金沢隆市長（当時）が約 5 億 9 千万円で弘前リゾート開発（株）の資産を買収することを表明した。また、議会を混乱させた責任として自身の給料を 1 年間減給することも併せて表明した。さらに同日弘前市は買収する土地の整備計画として、宿泊型大型児童館をメインとした「岩木山弥生地区整備計画案」を改めて発表した。大型児童館に関しては、平成 12 年より県が取り組んでいる「あおもり『こどもの文化』推進指針」を受けて、13 年度当初予算でこどもの文化施設・機能検討事業として 200 万円を計上しており、14 年度の弘前市重点要望として県に継続で「こども文化施設」の整備を働きかけていた。「こどもの文化施設」についてはこれまで特定されていなかった設置場所を「岩木山弥生地区」と明言し、機能も含め整備案を明文化した。この重点要望に対して知事は、場所の特定はしないものの、前向きに検討していくと回答している。



### (3) 市民運動の高まりと大型児童館構想の挫折

平成13年6月12日、第3セクター弘前リゾート開発(株)は正式解散となった。それにともない、市が公費投入によって後処理をしていくことについて、またその代替事業案(岩木山弥生地区整備計画案)についても、市議会や市民団体、また一般市民の間で反対運動や賛否論争が繰り広げられることになる。各新聞の投書欄にもリゾート跡地をめぐる問題への投書が多く見られるようになり、市民団体が主催した市民と市議が語る会にも多くの人々が参加した。同年7月には跡地への市費投入に反対する11の市民団体などが「スキー場計画跡地への新たな市費投入をやめさせる」ことを目的に「弥生スキー場跡地問題を考える市民ネットワーク」(略称・弥生ネット)を結成している。

論争の争点には、第3セクターの肩代わりではないのかという跡地への市費投入への批判、市が反対署名など一般市民からの声を反映させずに買い取りを急いでいるかのような姿勢への批判、それに伴う審議の不十分さに関する指摘、そしてなぜ弥生地区でなくてはいけないのかという疑問などがあげられる。市民団体の多くは施設の建設や児童館構想に頭から反対ということではなく、市側の優先順位に対する疑問や、住民の声を反映させていないことへの不満からの反対運動であるとしている。

実際、市は、平成13年9月定例会で審議する予定であった買収提案を、3週間繰り上げた臨時会(8月23日)の場で示している。この臨時会では4億8,600万円での資産買収予算案が可決された。しかし、こうした予算案可決を急ぐ市側の姿勢に対し、金額算定の根拠が不透明ではないかとの批判、未完成のまま放置された工事着工施設の移転補償については市民感情からは理解できないなどの反発が市民からあがっていく。また、9月定例会での提出を目指して反対署名簿を集めていた市民団体からも、市の姿勢は市民の声を無視しているとして大きな非難があげられた。臨時会前には市議会与党会派から市民の十分な同意をえた上での資産買い取りを求めるよう申し入れを受けており、市民団体からは反対署名簿と買収中止を求める要望書が提出され、さらには市長に対して資産買収費を提案しないようにという申し入れが行われていた。反対署名簿は3週間も繰り上げられたにも関わらず約2万5千人あまり(弘前市民以外も含む)にも上った。

予算案可決による児童館建設への市・地元側の盛り上がりを受け、市民団体などは公聴会開催の申し入れや、県に対する弥生地区への大型児童館建設の慎重審議申し入れなどを行うが、いずれも拒否される。さらに県知事に対して弥生地区整備計画に協力しないようにとの申し入れや、市役所前での集会やデモ行進が行われるなど、市民運動は大きな盛り上がりを見せていった。こうした動きについて、地元船沢地区町会連合会からは、賛成側からは初となる早期整備要望が出されていた。

このような市民運動の盛り上がりがあったわけだが、9月定例議会において取得議案は原案通りに可決された。これにより市長が知事に改めて建設要望を行い、また12月には弘前市議会議員29名によって「市議会大型児童館誘致促進議員連盟」が発足した。

もっともこうした弘前市側の積極的な動きに対して、県側ではさほどの積極性は見られなかった。大型児童館の建設が盛り込まれているとされた県の「こどもの文化」推進への取り組みも、具体的には「あおもりこどもの文化推進会議」による具体策の在り方の検討

会や提言、あるいは「あおもりこどもの文化フェスタ」などにとどまり、大型児童館の構想は実際には県として具体的に事業化されたことはなかった。平成14年にも、市議会大型児童館誘致促進議員連盟が知事や県に対して整備要望を出してはいるが、いずれも検討するとの回答にとどまる。そして平成15年5月木村守男知事が辞任し、政権が三村申吾知事へと移行すると、同年11月、県の財政改革プランに基づいて大規模施設新規着工の5カ年凍結が打ち出されることになり、大型児童館の建設凍結も明言された。これにより事実上、大型児童館構想は棚上げとなったのである。

## 7. 市による跡地取得・利用をめぐる

### (1) 跡地取得と大型児童館構想をめぐる弘前市に対する市民団体の批判

平成15年11月に大型児童館構想が事実上棚上げになったことで、リゾート資産取得議案が可決（平成13年10月）されてから活動を弱めていた市民団体や市議会での論争がまた過熱することになる。

弘前リゾート開発（株）と弘前市とが平成13年9月に結んだ不動産売買契約は、市が自然体験型拠点施設整備事業としてスキー場跡地を約3億4千万円で取得する内容で、内金として7割の約2億4千万円を払っていた。しかしこの土地はリゾート法の指定を受けてスキー場を目的に農地転用されており、市は現状では取得できないことになる。そのため計画変更の承認と農地転用の許可後に所有権を移転し残金を払うことになっており、農地転用ができない場合は契約不成立として内金を返還するという契約であった。しかし破綻した弘前リゾート開発（株）からの内金の返還は実態上厳しいものがあり、県による大型児童館構想自体が具体的ではないにも関わらず、とり急いで契約を行なった弘前市の判断の妥当性に対し、市民団体等から疑問、不満がつけつけられた。

平成16年2月には16年度の予算案として、市が自然体験型拠点施設整備基本計画策定費（コンサルタント委託料）450万円を計上し、大型児童館構想に関連した市の事業（果樹園や生態池など）を先行させることを発表した。これは弘前リゾート開発（株）との売買契約を成立させ、事業を推進させるための農地転用許可等を受けるためであった。この動きを受け、市民団体は「児童館の見通しが立たないなら土地売買契約を白紙に戻すのが筋」「市が独自の計画を作り直すのなら売買契約書を破棄するのが当然」などとして、事業決定までの経緯や事業の必要性などを含めた情報開示請求を行い、事業予算の指し止めや事務監査請求などの検討に入った。

この時期すでに、全国で難航するリゾート開発の動きの中で、国は各都道府県にリゾートの需要を再検討し、基本構想を抜本的に見直すこと、実現性が見込まれない場合は構想自体を廃止するよう求めていた。これに対し県は現在稼働中の施設もあるため構想を廃止することはない（平成16年2月25日付東奥日報より）とするも、構想の見直しを図ることを明らかにした。

こうした動きを受けて、市民団体でも住民集会など活動的な動きが目立ち始め、同年6月には、市民団体が弘前市監査委員に対し、自然体験型拠点施設の基本計画作成委託料の



執行差し止めを求める住民監査請求を行うに至る。これに対して、市監査委員は違法性はないとして 7 月に請求を却下した。そこでさらに同月、市を相手取り、跡地の基本計画委託料 450 万円の差し止めを求める住民訴訟を青森地裁に起こしたが、平成 17 年 3 月 22 日、仙台高裁にて棄却されている。

## (2) 新市長による自然体験型拠点施設建設の中止

平成 17 年 4 月、16 年度事業の中で市が業者に委託していた岩木山弥生地区自然体験型拠点施設の基本計画が公表された。前回の計画では「市が 22 億、県が 68 億を投じて県立大型児童館を中核とした自然体験型拠点施設を整備する」との方針であったが、県が建設を白紙にしているため、事業に先行着手する市単独の整備内容となった。大型児童館建設を見込んでいる区域は多目的広場ゾーンの一角として緑地にされ、児童館は明記されなかった。

平成 17 年 6 月、市議会で事実上解散していた県立大型児童館誘致を目指す議員連盟が「大型児童館誘致促進議員連盟」として 21 人で再結成された。さらに、地元船沢地区の町会連合会が施設の早期整備を求め、金澤隆市長（当時）に要望書を提出した。

大型児童館構想実現に向けて、市レベルが積極的であるのに対し、県レベルでは消極化する中、市は跡地の農地転用申請を進め、取得の残金約 1 億円の支払いを決めていく。これに対し、平成 17 年 8 月、市民団体は市が平成 17 年度予算に計上した建設用地費の残金約 1 億 295 万円の支払い差し止めを求める住民監査請求を行なった。請求は却下され、9 月、市民団体は住民訴訟を青森地裁に起こすこととなる。10 月には、農地転用申請を県が許可、11 月に市が残金 1 億円余を支払うに至る。

平成 18 年 4 月 16 日、弘前市・岩木町・相馬村の合併により、新弘前市長選挙が行われ、当時現職の金澤隆氏を破って、相馬鋁一氏が当選した。相馬新市長は、公約として「徹底した情報公開・市民参加型の市政運営」及び「弥生自然体験型拠点施設建設の中止」を明確に主張しており、相馬新市長の当選により、市民の多くが反対している大型児童館を含む当地域での施設整備建設はストップとなる。

そして、市民団体がおこしていた跡地取得の残金をめぐる訴訟は、新市長相手に持ち越されることとなる。すなわち、相馬市長を相手取り、自然体験型拠点施設整備事業の不動産取得費用の一部約 1 億 295 万円につき、支出を決めた金澤隆前市長（当時）に損害賠償請求するよう求めた住民訴訟である。10 月 6 日に青森地裁で判決が出され、支出は議会の予算案議決を経ており、市長の裁量権の逸脱とは認められないとして原告の請求は棄却された。これに対し、原告団は控訴せず「税金無駄遣いなどの検証は続け、跡地活用に関する提言作り、市との話し合いに入りたい」として、跡地取得問題に関しても一応の決着をみることになる。

## (3) 残された課題——跡地利用の方法について

このようにリゾート開発挫折後の跡地に関しては、第三セクターから市が取得する、その利用法としては大型児童館を建設する、という市の方向性に関して、市民団体などから

強い反発があった。跡地の取得、その利用法について、以上の経緯をまとめれば現在は次のような結論をみていると言っただろう。

弥生リゾート跡地は弘前市が取得所有する（取得済み）。弘前市が所有した経緯については違法性はない。そして、相馬鋳一市長の公約により大型児童館建設を含む自然体験型拠点施設整備計画は白紙となった。今後の跡地のあり方については、市は5つの基本的な考え方（本報告書「序 研究の目的と体制」参照）に基づいて検討をすることとした。

残された課題は、大規模施設は整備しないとしても、弥生いこいの広場に近接する広大な土地を、弘前市・弘前市民がどのように向き合い活用するのか、あらためて議論し直すことであり、市民などの意見を集約する透明性の高い手法の開発等を検討する作業として、弘前市は、平成19年7月、弘前大学と共同研究にはいった。この研究結果を踏まえて、市民の声を反映させた利活用方策の検討を具体化させることになっている。それが本報告書の以下の内容になる。

#### [参考文献]

荒井清明、1994、「中世城館と板碑群を残す船沢地区」、「新編 弘前市史」編纂委員会『年報 市史ひろさき』弘前市市長公室企画課、144-167頁。

久保喜雄、1976、『弥生開拓四十年史』。

中南地方農林事務所、1970、『岩木山ろく地区国営開拓パイロット事業概要』。

中村良之進、1927、『青森縣中津輕郡船澤村郷土史』船澤村役場。

弘前市弥生町会、2006、『祝弥生開拓70周年』。

弘前リゾート開発株式会社・株式会社興林コンサルタンツ、1993、『岩木山弥生スキー場等新設工事に係る国有林野の森林施行等への環境影響調査報告書』。

東奥日報

陸奥新報